

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 9 月 4 日（木）

午前 10 時 00 分開会

午前 11 時 21 分閉会

II 場 所 第 3 委員会室

III 出席委員

委 員 長	藤 井 大 輔
副 委 員 長	横 田 誠 二
委 員	針 山 健 史
〃	亀 山 彰
〃	川 島 国
〃	瘡 師 富 士 夫
〃	五 十 嵐 務
〃	菅 沢 裕 明

IV 出席説明者

生活環境文化 部

生活環境文化部長 竹 内 延 和

理事・生活環境文化 部次長

柳 田 貴 広

生活環境文化 部次長 林 原 泰 彦

生活環境文化 部次長 中 島 浩 薫

参事・スポーツ振興 課長

新 保 暢

参事・環境政策 課長 九 澤 和 英

参事・環境保全 課長 吉 森 信 和

県民生活 課長・県民生活 課課長

（水雪土地対策担当）熊 本 誠

県民生活 課課長（くらし安全担当）

山 田 実 功

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

文化振興室芸術振興課長

岡田 昌子

スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）

堺 広光

スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）

野中 順史

環境政策課課長（廃棄物対策担当）

森 友子

自然保護課長

朝山 弘康

厚生部

厚生部長

有賀 玲子

こども家庭支援監

川西 直司

理事・厚生部次長

式庄 寿人

厚生部次長（健康対策室長）

守田 万寿夫

参事・医務課長

小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参事・健康対策室健康課長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長

橋本 桂芳

厚生企画課課長（医療保険担当）

牧野 尚恵

高齢福祉課長

勝山 誠司郎

高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）

若林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長

池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

そう川 さおり

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）

岩村 耕二

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）

中村 真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長

川辺 秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長（くすりコンソーシアム推進担当）

井口 真由美

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

竹内生活環境文化部長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

有賀厚生部長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

藤井委員長 9月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で9月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

朝山自然保護課長

- ・令和7年堅果類（ドングリ）の豊凶調査結果に基づく秋のツキノワグマの出没予測について

有賀厚生部長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行状況について
資料配付のみ

高齢福祉課

- ・「富山県認知症施策推進計画」の策定について

(4) 質疑・応答

針山委員

- ・介護テクノロジー定着支援事業等について

亀山委員

- ・立山室堂における熊被害防止に向けた対策について

川島委員

- ・脳脊髄液減少症について
・物価高騰・人件費高騰対策について

瘡師委員

- ・新型コロナウイルス感染症について

横田委員

- ・災害廃棄物の処理について

藤井委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

針山委員 7月28日から7月30日に厚生環境委員会の行政視察に参加された皆様には、本当にお疲れ様でした。藤井委員長のカラーが出た、大変いい視察だったなと思っております。今後の委員会活動、そして県政の発展に生かしていきたいと思っております。

今日はその委員会視察を踏まえて、質問の中で取り上げたいところがございます。

先日、新聞記事の中に、介護保険サービスの提供体制の維持に地方自治体が大変危機感を抱いているという記事がございました。全都道府県の97%の首長さんが危機感を抱いており、富山県を含めて16の全首長さんが危機感を抱いているということでございます。大変憂慮すべき事態だと思っております。1番の理由は、介護現場で働く人が減って、制度の担い手が不足するというところでございます。

私も家族から、「あんたみたいなでかい人、誰も介護してもらえんよ。ずっと元気でおらなあかんよ。」と、叱咤激励されたところですが、2014年の介護ロボット支援事業から引き継いで昨年より実施されている介護テクノロジー定着支援事業の昨年度また今年度の利用件数、また申請件数について、勝山高齢福祉課長にお尋ねいたします。

勝山高齢福祉課長 県内介護事業所における生産性向上の機運は非常に高まってきておりまして、昨年度の介護テクノロジー定着支援事業につきましては、一昨年度が120事業所で導入だったのですが、それを大きく超える318事業所に対して昨年度支援を行っております。

また、今年度につきましては、8月末まで補助金の申請を受け付けたところでございまして、現在集計中ですが、申請を受け付けているとやま介護テクノロジー普及・推進センターからは、昨年度並みの件数と伺っております。

ます。

針山委員 支援内容については年々拡充されていると聞いていますけれども、あまり2025年度は申請件数が伸びていないという認識でよろしいのですか。

勝山高齢福祉課長 集計中ということもございますが、令和6年度が過去最大の申請件数でございましたので、それと同等並みの申請が現在出ているという状況でございます。

針山委員 介護事業者の方にいろいろ聞いておりますと、ロボットは高価なものであるということ。そして、一旦導入すると、その習熟に職員さんにも相応の負担があるとお聞きしております。金銭的な負担は、これからの介護時代に向けて、しっかりと国には支援を拡大していただきたいなと思っているわけですが、一方で、ロボットの安全な有効活用に向けて、正しい操作方法が必要です。介護事業所の職員の皆さんに習得してもらうことが一つの課題となっていると思っておりますけれども、県として今どのような対策を講じておられるのか。また、この支援事業の目的でもございます介護現場の生産性向上、また職場環境の改善、介護サービスの質の向上に対して、本事業がどの程度効果を発揮していると考えているのか、勝山高齢福祉課長にお伺いいたします。

勝山高齢福祉課長 令和5年4月に開設いたしましたとやま介護テクノロジー普及・推進センターでは、介護テクノロジーの使い方に関する相談への対応ですとか、介護テクノロジーを用いた介護技術を習得することができる研修会など開催し、事業所の介護テクノロジー活用への支援を行っているところでございます。

県では、これまで延べ862事業所に対して介護テクノロジーの導入支援を行ってきておりますが、とやま介護テクノロジー普及・推進センターの相談、伴走支援を活用する

ことで、例えば、見守り機器を導入した事業所において、なかなかうまく機器を活用できていなかったのですが、助言を受けることによって、利用者の状態に合わせた通知設定を行って、ケアの効率化ですとか職員のストレス改善につながった事例がありました。また、インカムというヘッドホンとマイクがついたハンズフリーで通信を行う機器があるのですが、インカムを導入したけれども、なかなか業務改善につながっていなかった施設において、助言を受けて、施設の大きな課題であった入浴待機時間に焦点を当てたインカム活用、あるいは業務改善を考えることで入浴待機時間の減少につながった事例などもあると伺っております。

これらは一例でございますが、こうした介護テクノロジーを導入することで、事業所において大きな効果を発揮していると考えております。

針山委員 今ほどとやま介護テクノロジー普及・推進センターの話が出ましたけれども、2023年4月に開所したということで、介護施設の事業所のほかにも、一般向けや、開発企業向けに相談の受付、また講座研修や伴走支援を実施されているということですのでけれども、これまでセンターで、どのような運営をされてこられたのか、また取組状況についてお伺いしたいと思います。

勝山高齢福祉課長 とやま介護テクノロジー普及・推進センターにつきましては、昨年度の相談件数が489件、同じく来場者数が1,702名と、多くの方に御利用いただいております。

またセンターでは、昨年度、開発企業から27件の相談に対応したほか、介護ロボット等体験講座や介護ロボット等導入シリーズ研修、ICT等活用支援研修などの研修を開催しまして、一般の方を含め延べ1,336名の方に御参加を

いただいております。

さらには、先ほども話しました見守り機器等の活用に関しまして、2件の伴走支援を実施したところでございます。

今年度も、去る6月7日には、富山駅の構内において、とやま介護テクノロジー展示会を開催しまして、多くの方に介護テクノロジーを体験していただきましたほか、今後、県内4地区で生産性向上体感セミナーを開催することとしております。

引き続き、センターを中心としまして、介護現場における介護テクノロジーのさらなる普及・推進を図り、生産性の向上に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 視察先では、株式会社善光総合研究所、社会福祉法人善光会で、いろいろと介護DX、介護テクノロジーについて触れる機会もあったわけでございます。本当にいろいろなロボットがあるのだなと感じました。

できればロボットのお世話にはなりたくないですけども、県内でも、そういったテクノロジーへのサポートが大事だと思っていますし、また、センターが活用されることを願っております。そして持続可能な介護保険サービスを実現するように、取り組んでいただきたいと思います。

亀山委員 私からは、県として、立山室堂における熊被害を未然に防ぐために、どのような対策を早急に講じるのか、また、資機材の配備や人的対応について、立山町を含む関係者とどのように連携し、事前に備えを強化していくのか伺います。また、9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行され、人の日常生活圏に熊が出没した場合、一定の条件を満たすときに、市町村長が銃器による捕獲を行うことができる緊急銃猟制度が開始されたところですが、立山室堂周辺で目撃された熊は、緊急銃猟の対象に当てはまるのか併せて伺います。

最近、山岳地帯を中心に、熊の目撃情報が毎日のように、町民にスマートフォンを通じて連絡が届いています。8月28日には立山町役場で緊急連絡会議が開かれ、県から竹内生活環境文化部長に出席いただき、熊対策資材の状況についても激論を交わされたところですが、現状は事故が多発したり、死亡事故が発生しない限り、本腰を入れた対策が取られないのではないかという強い不安を町民が感じています。

8月29日には、立山町は立山町農林課職員、立山町鳥獣被害対策実施隊員、環境省職員と共に、県警山岳警備隊の後方支援を行うことを決定しましたが、国や県が先頭に立って、観光地、観光客の安全対策に努めるべきではないでしょうか。

本日、先ほどですけれども、第2報があったわけであります。主導的な行動を取っていただけるのか、朝山自然保護課長に伺います。

朝山自然保護課長 立山室堂におきまして、7月下旬から熊が目撃され、県では立山黒部アルペンルートのホームページへのチラシの掲載、立山自然保護センターや入山安全相談窓口での注意喚起を行っておりましたが、8月下旬頃に、みくりが池など観光客の多いエリアにおいても熊が目撃されたため、遊歩道の一時閉鎖も行ったところでございます。

こうした事案の緊急性を鑑み、県からの呼びかけで、8月28日に立山室堂におけるクマ対策緊急連絡会議を開催いたしました。会議では、現状の情報共有及び今後の対策として、連絡体制の整備、利用者に対する注意喚起、食料やごみなどの誘引物管理の徹底、避難誘導時における避難場所の提供と誘導員の配置について協力依頼を行ったところでございます。

また、室堂エリアにおいては、県は、夏山シーズン終了

に伴い減員予定であった室堂に配置する山岳警備隊を減員せず、4名から5名で対応に当たるとともに、立山自然保護センター職員1名と、利用者の誘導等が必要になった場合には、入山指導員等2名もこれに充てるなどの対応を取ることとしております。

さらに、9月1日からは、環境省が職員を1名、今ほど委員からも御紹介ございましたが、立山町も町職員1名と町の鳥獣被害対策実施隊員1名を派遣することとなったと伺っております。

なお、現場から御要望のございました資機材については、早期に配備できるよう現在準備を進めております。

今後の対策につきましては、国立公園の管理者であるとともに室堂エリアの施設を所管し、同公園内における熊の捕獲許可等の権限を有する環境省と相談の上、環境省や立山町と連携して公園利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、御質問にございました改正鳥獣保護管理法の規定により、市町村長が行うことが可能となりました緊急銃猟について、同法34条の2では、実施の際の条件の一つとして、熊等の危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所、または乗り物に侵入していること、または侵入するおそれ大きいことと定めていますが、室堂エリアにおける適用につきまして環境省担当者に確認したところ、当該条文の日常生活の用に供されている場所の趣旨は、人がふだん生計を立て行動する範囲を指しており、室堂においては室堂ターミナルと立山有料道路が該当し、ターミナル周辺の広場や登山道は日常の生活の用に供されていないため、該当しないとの回答でございました。

亀山委員 正直言って、県警の山岳警備隊は事故があってから行動に移すと私は認識しているんですよ。山小屋の方々

も、鳥獣被害じゃないですけども、熊の出没によってキャンセルが発生していると。全国ニュースでみくりが池で熊が泳いでいる姿が流れますと、どうしても皆さんがちょっと引いてしまうと。

そこで県として、何らかの手を打っていただきたいというのが私の願いですが、その辺はどうでしょうか。

朝山自然保護課長 まず、室堂エリアにおいては環境省が所管ではありますけれども、我々今回、この緊急性に鑑みて、28日に会議を行ったところでございます。

対策としましては、まずはこの熊に対する生態を変えないように。要は、今現在は人には関心を示しておりません。それが人の食料に関心を示すようになりますと、非常に危険な問題個体となりますので、そうならないように、現在は利用者への周知徹底並びに万が一登山道の近くにいた場合の避難誘導、偶発的な遭遇事故が起こらないような対策を徹底する必要があると思っております。

亀山委員 立山町は農林課の職員、そして鳥獣被害対策実施隊員の方、そして環境省職員を派遣すると言いますけれども、県の職員、例えば、自然保護課の職員がここに駆けつけることはないんでしょうか。

朝山自然保護課長 先ほども答弁の中に、立山自然保護センター職員と申し上げましたけれども、これは自然保護センター所長でございます。常駐しておりますが、当然、休みなくということではございません。休暇を取る必要もございます。その休暇の折については、自然保護課の職員が山に登ってその対応をするということで、現在対応中でございます。

亀山委員 要するに観光客はもちろんなんですけれども、その山小屋等で働いている方々も安心して仕事ができるように努めていただきたいと思っております。

川島委員 私からは大きく2点、脳脊髄液減少症についてと、物価高騰、人件費高騰対策について質問させていただきたいと思います。

まず、脳脊髄液減少症というのは聞き慣れない病名かなと思うんですけれども、女優の米倉涼子さんが罹患され、引退も覚悟された病気で、特に40歳を超えられた女性の方に多い病気ということです。なかなか気づきにくい病気ということも言われております。脳や脊髄の周りを流れる脊髄液が外に漏れてしまう病気でありまして、特に交通事故であったり、外傷を受けた際に、脊髄液が漏れて、めまいなり、真っすぐに歩けないような状況になるという病気ですが、この病気についても、なかなか認知されていないという現状があります。先般、本年の6月定例会石川県議会では、この病気への救済に関する意見書が採択されまして、特に保険関係、自賠責の問題などに国としてもしっかり対応してくれということが石川県でも行われております。医療機関も拠点もないという現状の中、10年、20年この病気に苦しむ女性がおられるということで、石川県においては、この病気自体の認知、周知を図りながら、診察を受けられるよう医療機関に対してもしっかりと取り組んでいこうということで動いておるところであります。

そういった中において、この脳脊髄液減少症について、本県における患者数がどれぐらいいるのか。診療状況等の実態というものがどのようなになっているのかということと、それをどのように捉えておられるのか。また、なかなか診断が治療につながらない不安に苦しむ患者、県民に対して、どのような取組を進めていくのか、見解を川辺感染症・疾病対策課長にお伺いいたします。

川辺感染症・疾病対策課長 本県における脳脊髄液減少症の患者数等の実態につきましては、この疾病が、国が実施す

る患者統計の対象となる傷病には含まれていないことから把握しておりませんが、県では、脳脊髄液減少症について、広く県民に認知いただきますとともに、同疾病の症状に悩む患者の皆様が、受診相談されたかかりつけ医、またはお近くの医療機関から診断治療可能な医療機関に速やかにつながられるように、県のホームページにおいて、同疾病にどんな症状があるのかということと、治療を行っている医療機関等について一覧表にして情報提供を行っているところでございます。

県としては、患者やその御家族の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、引き続き情報発信に努めますとともに、県民や医療従事者の方への普及啓発に取り組んでまいりたいと思っています。

川島委員 ホームページ等でそういう情報の発信をされておられているということですが、できれば県内に治療できる医療機関がどれぐらいあるのか、また分かれば教えていただきたいんですが、加えて、なかなか診断につながらないと。要は医療機関において、その症状によってはその疾病、病気等と診断されないという現状があると聞いておるんですけれども、そういったところへの対応も含めて、また力を入れていただきたいなと思います。

2点目として、治療に有効とされているブラッドパッチ療法というものがあります。有効な治療法で、完治につながるとされておるんですが、2016年度には保険適用となっている療法でありますけれども、本県において治療を受けられる医療機関の現状はどうなっているのか。また、患者が不安を抱えることなく、治療につながる環境整備、長らくどういう病気かも分からない状態をどう解消していくかということでありまして、そういった整備をどのように構築していくのか、同じく川辺感染症・疾病対策課長

にお伺いいたします。

川 辺 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 課 長 令和 7 年 1 月時点で、脳脊髄液減少症の治療法の一つであるブラッドパッチ療法について、保険診療可能な県内医療機関は、黒部市民病院、済生会富山病院、富山大学附属病院、高岡市民病院の 4 施設になります。

加えまして、富山県立中央病院など 7 施設においては、MRI などを用いた脳脊髄液減少症の検査・診断が可能な状況となっております。

脳脊髄液減少症の症状に悩む患者の皆様に安心して医療を受けていただくためには、患者や御家族のみならず、県民や医療従事者の皆様にこの疾病への理解を深めていただき、そして、相談されたかかりつけ医から、この診断・診療が可能な医療機関へと確実につなげていくということが、最も重要かと考えております。

県としては、今後とも引き続き情報発信、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

川 島 委 員 県内にも 4 施設、治療ができる医療機関があるということであります。なかなかこういう情報が、病気で悩む人には伝わらない現状もあるのかなと思いますので、どうやってこういった病気で悩んでおられる方々に情報を届けるかということについては、ぜひまた工夫をいただきまして、県内でも治療できるんだということを、ぜひしっかり発信いただくようお願いしたいと思っております。

加えて、隣県の石川県でも力を入れておられるということでもありますので、ぜひ広域的に連携して、こういった患者の救いになるように、連携強化も図っていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2 点目ではありますが、物価高騰、人件費高騰対

策ということで、我が自民党会派としても、9月補正予算の要求において、特にこの6月の補正で対応してきた、国からの臨時交付金を充当しての物価高騰対策、食材費や、エネルギー価格高騰への対策が9月で切れると。この物価高騰の高止まり、加えて、特に食材においては、今月から食用油が業務用においては2割以上も高騰していくという流れの中で、どう事業者を支えていくのかということについては、国の交付金がないとなかなかやれないという現状は理解するにしても、しっかりと県としても支えていかなければならないだろうということで要望してきたところであります。

また、物価が上昇傾向にある中、本県の最低賃金は64円の引き上げが確定しました。人件費の上昇が多くの上昇の事業者の経営を圧迫し、赤字経営を強いる現状が今後も続くと考えられますが、医療機関や介護施設等の現状をどのように捉えているのか。例えば、この6月補正では、高齢者施設に対する物価高騰緊急支援事業がありました。光熱費や車両燃料費、食材費に対して入所1名当たり2,500円とか、こういった物価高騰対策をしております。そして、医療機関においても、病院診療所や、薬局に対しても、こういった臨時交付金でのエネルギー価格物価高騰の具体的な支援を続けておるわけですが、こういったものがなくなることとを想定すると、どのような対策を図ることで、この医療、介護、福祉事業者を支えていくのか見解を聞きたいと思います。医療分野と、介護、福祉分野でそれぞれお答えいただきたいと思いますので、医療政策担当の岩村課長及び勝山高齢福祉課長より、答弁をよろしく願いいたします。

岩村医務課課長 それでは、私から医療分野についてお答えを申し上げます。

医療機関は公定価格である診療報酬により運営されてお

り、光熱費や診療材料費などの高騰や人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができず、公立病院をはじめ医療機関の経営状況は大変厳しい状況にあります。

医療機関が医療機能を維持し健全に経営していくためには、診療報酬が社会経済情勢を適時適切に反映したものであることが必要でありまして、本年7月に知事から厚生労働大臣に対し、社会経済情勢を適切に反映した改定を行うこと、また、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に診療報酬をスライドさせる仕組みの導入などにつきまして、直接要望したところでございます。

また、国の経済対策に基づきまして、昨年度の2月補正予算では、賃金改善などに充当できる生産性向上・職場環境整備等支援事業を、また、さきの6月補正予算では、病床数適正化支援事業や医療機関への物価高騰対策として高熱費や食材料費の高騰分の支援などの緊急支援事業の取組を進めているところでございます。

診療報酬につきましては、全国的な課題であり、引き続き全国知事会とも連携し働きかけを行うとともに、今後とも、国の緊急支援策を積極的に活用するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

勝山高齢福祉課長 それでは、介護福祉分野について、私からお答えいたします。

介護施設につきましても、公定価格でございまして、介護報酬により運営されております。その現状は、光熱水費や食材料費等の高騰、人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができずに、非常に厳しい経営を強いられていると認識しております。

介護施設が安定的、継続的にサービスを提供できるよう、適切な報酬改定やさらなる処遇改善が必要と考えておりまして、本年7月に、介護報酬につきまして、臨時改定等の

措置を速やかに講じることですとか、物価や賃金の上昇に応じて、適時適切に介護報酬等をスライドさせる仕組みを導入するよう、知事から厚生労働大臣に直接要望をしております。

また、国の経済対策に基づきまして、昨年度の2月補正予算におきまして、介護施設等における職員1人当たり5万4,000円の賃金改善に充当できる介護人材確保、職場環境等改善事業を実施しております。

また、同様に、さきの6月補正予算におきましても、介護施設への物価高騰対策として、光熱費や食材料費の高騰分の支援を実施しております。

介護報酬につきまして、引き続き全国知事会とも連携し、働きかけを行いますとともに、今後とも国の緊急支援策を積極的に活用するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

川島委員 我々議会からも、国に対しては要望を上げて、当然国の責任の上で、しっかりとした措置を、補填をしていただきたいということは十分分かるんですけども、やはり物価が上がっていく中で、10月以降どうなるのかという懸念が拭えないというのが現状であります。国への要望と、診療報酬の改定で対応できるのかどうか、その見込みも含めて、ここは有賀厚生部長に全体的な観点からお答えいただきたいと思います。

有賀厚生部長 ほとんど同じような話にはなってしまうんですけども、現場が大変だということは全くそのとおりでございます。その一方で、個別に直接支援できるかといえ、県で全て持つということにもいきませんので、やはりしっかり国に働きかけていきながら、しっかりやれる施策、支援を、医療にしても福祉にしてもやっていきたいと思っております。

川島委員 厚生部長の顔を拝見していると、大丈夫やという感じを受け止めました。場合によっては県単でもしっかりつなぎながら、国の交付金が出るまで、しっかり県としても対応していくべきかなと思っておりましたので、ぜひ、10月以降、悲鳴が上がらないように、ぜひしっかり対応していただきたいと重ねてお願いして、終わりたいと思います。

瘡師委員 私から新型コロナウイルス感染症について伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行してから、2年4か月ぐらいになろうかなと思います。多くの人が日常を取り戻しておるということだろうと思います。コロナ禍において社会経済生活が停滞したという、今まで経験したことのない月日を過ごしたわけではありますが、今では感染リスクに対してやや気持ちが薄らいできているような感じもいたします。多くの人が日常を取り戻す中にあっても、一方で後遺症を患い、倦怠感などから学校に通えない子供たち、あるいは強い倦怠感や認知機能の低下などの症状が続いて、日常生活や就労が大きく制限されている方がいると聞いております。

直接自分の身の回りには、そういう方は聞いたことがないんですが、人を通じて、例えば中学校で、部活動で以前のようなプレーができなくなったとか、あるいは、書面でそういった訴えを届けておられる方もいらっしゃいます。

厚生労働省による国内の後遺症患者数のデータはないと思っておりますけれども、今日の新聞では、たしか札幌市と大阪八尾市の1万3,000人の住民に追跡調査をされた結果が出ておりました。

それで、WHOの研究では、新型コロナ患者の約6%が後遺症を発症するとしております。国内の新型コロナ患者

数は、5類に移行した2023年5月時点で累計約3,380万人に達しておりますので、その6%といえは相当数が後遺症を患った可能性があると考えるところであります。

そこで、県内における後遺症患者の実態といいますか、どのような支援が行われているのか、県内における状況について川辺感染症・疾病対策課長に伺いたいと思います。

川辺感染症・疾病対策課長 罹患後症状、いわゆる後遺症とみられる症状など体調の不安に関しましては、厚生センター等において相談を受けており、令和6年度の相談件数は年間で13件ございました。その内容は、せきや倦怠感の継続、胸や耳などの身体の痛みなどとなっております。

こうした罹患後症状は、症状や程度、持続期間など、人によって大きく異なることから、まずは、かかりつけ医や身近な医療機関に御相談いただくこととしておりますが、受診先に迷う際などの参考として、受診相談先として公表に同意いただいた医療機関を県のホームページに掲載しております。その数は、令和5年度末に91機関でございましたけれども、令和7年度7月末現在は109機関に拡大をしております。

また、先ほど国の研究についても言及いただきました。国においては罹患後症状に対する診療の手引を作成、更新して、医療機関に配布しておりますけれども、この中で、診断、治療等に関する最新の知見が紹介されております。この手引によれば、罹患後症状は時間の経過とともにその多くは改善する方向にありますが、長期の経過でどのように推移するのか現時点では明らかになっていないことも多いとされております。このため県では、国に対しまして、こうした後遺症に関する調査を引き続き進めるとともに、その知見を医療機関や県民に周知するよう要望しているところでございます。

瘡 師 委 員 今日の新聞の中にも、時間の経過とともに減少してきているというような報告もございましたけれども、実際に後遺症患者がいらっしゃることを考えた場合に、これから後遺症患者への医療、生活支援を制度化するような国への働きかけみたいなものはどうなんでしょうか。

川 辺 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 課 長 今ほど、日常生活や就労等に影響を受けていらっしゃる方がかなりいらっしゃるという御発言がございました。

先ほど御説明したのは医療面での支援という部分でございますけれども、就労ですとか生活に関する支援につきましても、厚生労働省では既に用意をしております。治療と仕事の両立の支援といたしましては、厚生労働省もポータルサイトを設置されておまして、治療と仕事の両立に向けて様々な支援をするナビゲーションサイトが作成されております。

また、企業向けのリーフレットとして、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の治療と仕事の両立に向けた御案内というリーフレットを作成されたり、あるいは事業場向けのガイドラインなどを作成して企業にお配りになっています。その内容としましては、新型コロナウイルス罹患後症状にはこういったものがあって、仕事をする際にはこういったことに注意いただかないといけない、あるいはこういう体制を企業の中でぜひ整えていただきたいんだということ呼びかける内容となっております。

また、生活支援の部分に関しましては、これは既存の制度でございまして、障害年金ですとか自立支援制度などという制度が、個人の状況によるんですけれども、活用が可能なケースがございまして。こうしたことも、先ほどの厚生労働省の仕事と治療の両立の情報や、今回の生活支援の情報についても、県のホームページで情報発信させて

いただいておりますので、また御覧いただければと思います。

瘡師委員 様々な支援策があるということを、今後また皆さんにお伝えしていきたいなと思っております。

それで、ここへきて新型コロナウイルスの感染者が全国的に10週間連続の増、それから、県内においても1か月前の5倍に増加してきていると報道がされております。ニンバスと呼ばれる変異株の拡大が一因と見られております。過度に恐れる必要はないかと思いますが、5類に移行されたとはいえ、これだけ猛暑が続く中、高齢者が罹患した場合に、やはり重症化のリスクをはらんでおるんじゃないかと。また、新学期が始まりまして、小学校では、これまで感染者の少なかった低学年を中心に感染が拡大するんじゃないかというような懸念材料もあるところです。

ただ一方では、社会全体ではマスクの着用や換気といった基本的な感染対策がやはり後退してきていると。つまり感染リスクが見えにくくなっておるのが現状ではないのかなと思います。

そこで県として、学校、保育施設、あるいは福祉施設、職場での常時換気体制の徹底など、どのように注意を促していけるのか、同じく川辺感染症・疾病対策課長に伺いたいと思います。

川辺感染症・疾病対策課長 県内の新型コロナ患者数は、6月中旬以降増加傾向にあります。直近の8月25日から8月末までの1週間、ここにおける定点医療機関当たりの報告数は1週間で7.89人となっております。また、県衛生研究所ではそのゲノム解析を行っておりまして、この結果、県内でも5月からオミクロン組換え株NB. 1.8. 1株、通称ニンバスと呼ばれておりますが、この流入が確認されているところでございます。

こうした中、県では毎週水曜に公表する感染症発生動向速報やSNS等を活用いたしまして、新型コロナ等の感染症の流行状況を踏まえつつ、適時マスク着用を含むせきエチケット、手洗い、手指の消毒、換気などの基本的な感染対策を呼びかけているところでございます。

また、学校や保育施設においては、新型コロナだけでなく、百日ぜき、伝染性紅斑、いわゆるリンゴ病です。こうした感染症の流行を予防するために、日頃から体調不良者の早期発見や、国のマニュアル等に基づく衛生管理を促しているところでございます。

御指摘のように9月からは新学期が始まりまして、またインフルエンザの流行も始まる時期でございます。引き続き適切な対応を呼びかけてまいりたいと思っております。

また、委員の御発言にありました新型コロナ対策においては、重症化リスクの高い高齢者、あるいは基礎疾患のある方への蔓延防止が非常に重要な課題となっております。このため県では、高齢者施設等に感染管理認定看護師などの専門家を派遣いたしまして、巡回指導や研修会を実施するなど、各施設関係者の感染対策の知識やスキルの向上に、平時から取り組んでいるところでございます。

今後とも、県民の感染症対策に役立つ情報の発信等に努めてまいりたいと思っております。

瘡師委員 やはり感染症対策というのは一過性のものではなくて、社会生活の持続性を支える土台であるという考えがあろうかなと思います。

今回の補正にもありましたように、今後の新興の感染症の発生、あるいは感染拡大に対応できるように、関係機関に対し、これからも支援をお願い申し上げまして質問を終わります。

横田委員 時の経過は早いもので、さきの定例会から3か月

が経過しまして、来週から9月定例会が始まります。この間、先ほど針山委員からもありましたが、当委員会では県外行政視察がありました。そして、その翌月の8月7日には、大雨による被害が県内各地で発生をいたしました。これらを踏まえまして、私からは当委員会所管の県政各般における諸課題のうち災害廃棄物の処理について2点伺いいたします。

今ほど申し上げた視察のうち、栃木県において、令和元年台風19号に係る災害廃棄物処理について、その対応や諸課題等についてのお話を伺ってきました。被災状況は甚大でありまして、栃木県全体で全壊83棟、半壊5,252棟、一部損壊8,744棟、計1万4,000棟を超える被害があり、同じく県内全体で約6万1,000トンの災害廃棄物が発生いたしました。

この中で、栃木市に次いで県内2番目に災害廃棄物が多かった佐野市では、多量の混合廃棄物が発生し、受入れ可能な処理施設が限られるために、一部は市外への搬出が必要でした。そこで、宇都宮在住の民間事業者にも含めた処理の委託を検討しましたが、その事業者の選別機で分別する場合は、一般廃棄物処理施設の許可が必要であり、同市において急遽、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例と施行規則を制定しました。そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3の特例を活用し、選別機を一般廃棄物処理施設として設置し、迅速に処理を行ったとのことでした。

これは偶然にも、宇都宮市が議会時期だったために即時対応できたとのことであり、本県においても先月8月7日の大雨による被害をはじめ、近年災害が頻発、激甚化している中においては、多量の災害廃棄物が生じた場合、広域的な対応が必要になると考えられます。

栃木県では、いわゆる廃掃法の災害時特例制度活用のための研修を令和6年から実施、開催しているとのことですが、本県の取組状況や考え方を森環境政策課課長に伺います。

森環境政策課課長 本県で非常に大きい災害といえば能登半島地震ということでございますけれども、能登半島地震におきましては、本県においても家屋の解体ごみですとか、家財の片づけごみといった多量の災害廃棄物が発生いたしまして、これらを適正かつ円滑、迅速に処理することが必要になったところでございます。

このため、県の災害廃棄物処理計画に基づきまして、既存の一般廃棄物処理施設に加えまして、富山県産業資源循環協会等の関係団体の協力も得まして、県内に設置されている既存の産業廃棄物の処理施設を活用して、市町村域をまたぐ広域的な処理体制で対応し、問題なく処理を進めているというところでございます。

一方、今後の大規模災害におきましては、既存施設が被災して使用できなくなるような事態も想定されると思っております。能登半島地震と同様の体制では十分に対応できないことも考えられるかと思っております。

このため、副委員長から今御紹介ありました栃木県の事例のように、災害廃棄物の処理を民間業者が受託するために必要となる一般廃棄物処理施設が速やかに新設できるような準備がやはり必要だろうと思っております。

県では、これまで市町村に対しまして、この準備に必要な廃棄物処理法の特例措置の適用に必要な条例の制定を促してきたところでございますが、災害廃棄物処理体制をさらに強化していくということで、改めて市町村一般廃棄物対策協議会等も通じまして働きかけをしていきたいと考えております。

横田委員 ぜひその取組を進めていただきたいなと思います。

今回の事例は、栃木県の職員の方に伺っていたんですけれども、市町村からの委託を受けた産廃業者の一般廃棄物処理施設の設置に関して、この特例がどういうことかというところ、許可制ではなくて届出でいいと。それで、迅速に指定をして処理ができるようにすると。栃木県では今、全市町村のうち3分の1ぐらいが今その条例を整備しているということで、道半ばでありますということでした。

県内ではどこまで認識があるのかということもありますし、それがしっかりと整備されるというところまでいって、万全な災害体制になるかなと思いますので、その周知なり実行をお願いしたいなと思います。

続いて、同じく災害廃棄物処理について、栃木県では市町等の職員向けの研修や初動対応訓練を継続的に実施したり、災害廃棄物の処理計画未制定市町への策定支援の実施を行っているとのことでした。

富山県では、全市町村で災害廃棄物処理計画は策定済みと伺っています。ただ、災害時に市町村と県が緊密に連携をして、迅速に行動できるように備えていくことが最も大切です。この実効性の確立ということについてですが、能登半島地震もありましたけれども、そのもう1年前の令和5年7月12日に本県で初めて発生した線状降水帯、この大雨災害による廃棄物が発生した際、私の地元高岡市内の被災地域の方から様々な苦情や要望を受けました。例えば、被災地域周辺に指定した仮の廃棄物置場が適切ではないとか、監視体制について、仕事を休んでずっと監視していて仕事にならないとか、あるいは直接市のストックヤードへ持ち込む期日については、みなさん時間外に持ち込みたいとか、いろんな相談を受けました。

そこで、県として、市町村向けの研修や初動対応訓練の

実施を含めて、災害廃棄物処理における市町村との連携や支援状況について、同じく森環境政策課課長に伺います。

森環境政策課課長 災害廃棄物につきましては、市町村に処理責任があり、県はその取組を推進する立場です。県の災害廃棄物処理計画において、市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援ですとか、被災自治体だけで処理が困難な事態を想定した広域的な連携体制の構築、また、非常時災害時における被災市町村への技術的助言等を進めるということを決めております。

これを踏まえまして、県では、御紹介もありましたとおり、これまで全市町村において、災害廃棄物処理計画の策定支援を行っておりまして、おかげさまで全市町村策定が終了しているところです。

また、令和3年からは、市町村や民間の廃棄物処理業者等も対象にいたしました災害廃棄物仮置場設置運営訓練ですとか、災害廃棄物初動対応訓練を開催しております。また、人材育成のためのセミナーを開催するなどもおこなっているところでございます。

また、このほか、環境省が実施しております広域連携支援に係る情報伝達訓練に参加するなど、市町村の災害対応力、実効性の向上を図っているところです。

能登半島地震におきまして、先ほどの線状降水帯のときの発生の事案もそうですけれども、こうした経験も生かして、災害廃棄物の処理ですとか、損壊家屋の公費解体に取り組んでいるところでございまして、県としても国や民間事業者団体との連絡調整等を通じて、一生懸命支援をさせていただいているということです。

また、本年度でございすけれども、先ほどもいろんな仮置場とか、ごみの出し方、いろんな課題を市町村、住民がお持ちだというお話もございましたけれども、能登半島

地震を特に中心としまして、経験や教訓を踏まえて発災時の初動対応ですとか、実施団体での具体的な手順を示した災害廃棄物処理マニュアルを策定しようと思っております。

引き続き、市町村や事業者団体との連携強化、市町村の処理体制の実効性の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

横田委員 本当にいろいろ多く取り組まれておりまして、ありがとうございます。

これから様々な事態が想定されるということで、また引き続き取組を進めていただければなと思っております。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わらせていただきます。

2 陳情の審査

藤井委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ございませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。